

平成28年12月に不登校児童生徒の支援のための法律である  
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（いわゆる教育機会確保法）」が公布されました !!



## 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律概要

### I. 総則（第1条～第6条）

#### 目的

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

#### 基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

#### 国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定



### II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

### III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

#### 国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるように努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置



### IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる  
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

平成29年3月31日に「教育機会確保法」に基づいた基本方針、令和元年10月25日に不登校児童生徒への支援の在り方についての通知も発表されました!!



#### 基本指針で示されていることは以下のとおりです。

- ①不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得る。
- ②不登校そのものは問題行動ではないことを児童生徒・保護者に知らせる。
- ③支援に際しては学校復帰という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の社会的自立を目指す必要がある。
- ④個々の児童生徒の状況に応じたきめ細やかな支援が重要である。